

二、船腹五分荷以上を滿船荷さし、五分荷以下を船腹の二分の  
一の割合

ホ、百噸以上の船は懸念に據る助船夫の雇入

ヘ、退職慰労手當規程の制定

ト、荷役解直の交代制

チ、事故による損害賠償の船夫賃増の廢止

二、輸出部船夫の條件を左の如く改められたし

イ、固定給四十圓也

ロ、切り出し手當の二割増額

ハ、退職慰労手當規程の制定

三、小蒸汽船乗組員の條件を左の如く改められたし

イ、日勤手當を昭和五年十二月以前の額に改定

ロ、金洋丸、神丸職員を他船と平等にする事

ハ、職務継り上りの際は月給手當共に増額する事

ニ、年功加俸制度の制定

ホ、仙所行手當の支給

ヘ、一日の勤務時間を午後十二時を超過する事

二十錢也、普通船員は十五錢也の手當及び午後十二時を超過した際は一日分を支給の事

ト、公務負傷者に対する、超過時間手當を含まぬ本給手當全額の支給

チ、退職慰労手當規程の制定

右の條項に對し五月十四日正午迄に御回答相成度候 一以上一

昭和七年五月十二日

神戸海友同志會

會長 赤崎 実藏

合資會社上組

頭取 武内 秀吉殿

昭和七年五月二十一日附をもつて取り交し

たる協定書

### 覺書

神戸海友同志會、昭和七年五月十二日附を以て昭和六年十月二十九日上組合資會社幹船夫の勞働條件に關して交換したる覺書の改訂並びに小蒸汽船乗組員の待遇改善の必要な生じ、上組合資會社に對し其の意志を表示したるに、同社はこの申出に應ずる事を快諾し、昭和七年五月二十日上組合資會社幹船夫の勞働條件に關する昭和六年十月二十九日附の覺書の一部改定及び小蒸汽船乘組員の勞働條件に關協約する事左の如し

一、幹船夫に對し固定給として月額金四拾圓也を支給するものとす

二、事故による損害の賠償は、本人の不注意に依らざる不可抗力の場合には全額會社にて負担するものとす但し不可抗力か否か

支給するものとす

八、事故による損害の賠償は、本人の不注意に依らざる不可抗力の場合は全額會社にて負担するものとす、但し不可抗力が否かに對しては、神戸海友同志會代表者と上組合資會社當事者と立合ひの上協議決定するものとす

九、退職慰労手當規定は昭和七年七月中に會社に於て自發的に制定發表す

小蒸汽船乗組員の勞働條件に關し新たに左の如く協約す

一、日勤手當を金洋丸神丸を除く外船長機関長に對しては一日金九拾錢也水火長火火長に對しては一日金四拾錢也、水夫に對しては一日金參拾錢也を支給するものとす

二、金洋丸神丸乗組員の日勤手當は船長機関長に對しては一日金五拾錢也其他に對しては一日金參拾錢也を支給するものとす

三、職務継り上りの場合は本人の履歴記録及び勤怠を考慮の上昇給する場合に對しては一日金五圓也

四、他所行手當は販神以外に限り一往復毎に一夜に對し金五四圓也を支給するものとす。但し海水浴花見其他遊興のために使用する場合に對しては從來の臨時手當を織入れたる本給全額

六、公休として全員に對し交替にて一ヶ月に二日間の休暇を與ふるものとす

七、從來の臨時手當を本給に織入れ合計したるものと本給として

昭和七年五月二十一日

合資會社上組

頭取 武内 秀吉

神戸海友同志會

會長 赤崎 実藏